

# NPO 法人くまもと防災士会

## 会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO法人くまもと防災士会の会員が、この法人の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために定めたものである。

### (性格)

第2条 この法人の会員は、この法人の定款に定められた目的と事業内容をよく認識し、財政面での支えとなるとともに、地域に根ざした活動と、自己の技術研鑽に取り組むことなどによって、安全で安心な社会の実現に寄与するものである。

### (役割及び義務)

第3条 この法人の会員の種別は、定款第6条に定める通りとし、入会について、特に条件を定めない。

- 2 会員は、この法人の目的を遵守し、事業活動への参加及び支援を行う。
- 3 会員は、定款第8条の規定により、第5条に定める会費を納入しなければならない。
- 4 会員は、住所、氏名(法人・団体の名称)、や登録内容に変更が生じた場合、遅滞なく事務局へ届け出なければならない。

### (正会員の権利)

第4条 この法人の正会員は、総会に参加し、あらかじめ通知された事項について自由に意見を述べ、表決権を行使することができる。

- 2 総会における各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 3 定款第24条第2項第2号の規定により、正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合、代表理事は臨時総会を招集しなければならない。

### (会費)

第5条 この法人の会費を以下のように定める。

- (1) 正会員 年会費 3,000円  
学生会員は無料とする

- (2) 賛助会員 年会費 2,000円(一口)

2 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

### (会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を 5 月末日までに納入するものとする。ただし、事業年度の中途に新たに入会した会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(特典)

第7条 会員は、この法人が発行する機関誌、資料等の優先的配付を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する行事等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

2 この規程を変更した場合、代表理事は速やかに会員に通知し、総会において報告を行う。

3 第1項の規定に関わらず、第5条(会費)の変更については、定款第8条及び第23条の規定に従い、総会の議決によって変更する。

(附則)

本規程は、2024年4月1日から施行する。